

第2 訪問看護契約書

様(以下「利用者」という。)と前記第1の重要事項説明書(以下「重要事項」という。)の1記載の 医療法人 徳洲会(以下「事業者」という。)は、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、重要事項2記載の事業所 愛心訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)による訪問看護を提供することを約し、利用者は、これを委託した。

(訪問看護の意味)

第2条 訪問看護の意味は、重要事項3(1)記載のとおりとする。

(訪問看護の提供方法)

第3条 事業者は、利用者に対し、重要事項3(2)記載の提供方法に従い、訪問看護を提供する。

(緊急時等の対応)

第4条 事業者は、重要事項3(3)記載のとおり、現に訪問看護の提供をおこなっている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料等の支払及び変更)

第5条 利用者は、事業者に対し、重要事項4(1)記載の利用料等を同4(2)記載の支払方法に従って支払う。但し、重要事項4(1)①記載の加算にかかる利用料等は、別紙料金表での説明を受け、同意したものに対し支払うものとする。

2 事業者は、重要事項4(3)のとおり、利用料等の額を変更することができるものとする。

(利用者の留意事項)

第6条 利用者は、重要事項5記載の各留意事項に従い、訪問看護を利用するものとする。

(訪問看護の利用中止)

第7条 利用者は、重要事項6記載のとおり、訪問看護の利用を中止を申し入れることにより、訪問看護の利用を中止することができる。

(本契約の契約期間)

第8条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から、訪問看護終了要件にあてはまる期日までとする。

(本契約の当然終了)

第9条 本契約は、前条の契約期間中であっても、重要事項8(1)記載のとおり、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に終了する。

- ① 利用者の要介護状態区分が自立と判定されたこと。
- ② 利用者について、その主治医が訪問看護の必要がないと認めたこと。
- ③ 利用者が介護老人福祉施設、介護保健施設又は介護療養型医療施設に入所したこと。
- ④ 利用者の死亡。
- ⑤ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能となったこと。
- ⑥ 事業所が介護保険法に基づく指定を取り消されたこと。

(利用者による解約)

第10条 利用者は、重要事項8(2)記載のとおり、本契約を終了させる日から起算して7日前までに解約の申し入れをすることにより、本契約を終了させることができる。但し、同記載のとおり、利用者は、次の各号のいずれかの場合には、解約の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができる。

- ① 利用者が入院したとき。
- ② 事業者がその責めに帰すべき事由により本契約の条項に違反したとき。
- ③ その他やむを得ない事由があるとき。